



2026年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社パイオラックス
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 聡
(コード：5988 東証プライム)
問 合 せ 先 経営管理部長 福田 俊宏
(TEL. 045-577-3880)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2026年6月25日開催予定の第110回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部変更について

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」、「金銭賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成されているところ、このうち「業績連動型株式報酬」は、2017年6月28日開催の第101回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度として株主の皆様のご承認をいただき導入し、その後2023年6月27日開催の第107回定時株主総会にて本制度の一部の内容（取締役に交付される当社株式の算定方法）を改定すること（かかる改定後の業績連動型株式報酬制度を、以下「本制度」といいます。）をご承認（かかるご承認の決議を以下「前回総会決議」といいます。）いただいたうえで、現在まで運用しているものです。今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度の内容を一部変更したうえで継続することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。今般、本制度にクローバック条項を追加することにより、重大な法令違反又は不正行為等を防止し、また、これらが発生した場合の経営責任を明確化し、もって、ガバナンスのさらなる強化を図ることといたします。

変更後の本制度による報酬枠は、従前と同様に、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額250百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本議案による変更後の本制度による報酬は、2027年3月末日で終了する事業年度から2031年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とします（ただし、下記のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の執行役員に対して導入している業績連動型株式報酬制度についても同様のクローバック条項を追加する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社から各取締役が付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
② 対象期間	2027年3月末日に終了する事業年度から2031年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間5事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金 200 百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり 60,000 ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時
⑧ クローバック条項（新設）	取締役が当社に著しい影響を及ぼす重大な法令違反・不正行為等を行っていたことが当該取締役退任後3年以内に判明した場合（財務諸表（連結財務諸表を含む）の重大な修正が公表され、修正前に本制度に基づき交付された財産が過大であると当社の取締役会において判断された場合を含む）には、当社は、当該行為の内容等を踏まえて、本制度に基づき当該取締役が交付を受けた財産の価値相当額の全部又は一部の支払を当該取締役に請求する

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度に基づき取締役に対し株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に、合計金 200 百万円を上限とする金銭を取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

※当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない当社の取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（本議案による変更後初回は業績連動指標（ROE及び当期純利益）の達成率（業績連動支給率）とする予定です。）に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。また、交付後であっても、取締役が当社に著しい影響を及ぼす重大な法令違反・不正行為等を行っていたことが当該取締役退任後3年以内に判明した場合（財務諸表（連結財務諸表を含む）の重大な修正が公表され、修正前に本制度に基づき交付された財産が過大であると当社の取締役会において判断された場合を含む）には、当社は、当該行為の内容等を踏まえて、本制度に基づき当該取締役が交付を受けた財産の価値相当額の全部又は一部の支払（クローバック）を当該取締役に請求するものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、前回総会決議前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式

が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上